

【事例紹介①】

# 施設使用料等の適正化

平成28年(2016年)11月10日

長浜市会計課

主幹 岸田 洋平

# 長浜市の紹介



人口	118,193人(H27国勢調査)
世帯数	41,788世帯(H27国勢調査)
面積	681.02km <sup>2</sup> (琵琶湖含む。)
財政状況 (H26決算)	財政力指数 0.587 経常収支比率 83.4% 実質公債費比率 10.0% 将来負担比率 —
職員数 (H27.4.1現在)	1,939人(うち一般行政部門:696人) (市長・副市長・教育長を除く。)

天正年間に羽柴秀吉(後の豊臣秀吉)が「今浜」を「長浜」に改名し、小谷城下などの商人たちを集めて、楽市である城下町を作ったのが現在の長浜の基礎となっています。

昭和18年4月 長浜町・六荘村・西黒田村・神照村・南郷里村・北郷里村・神田村の1町6村が合併

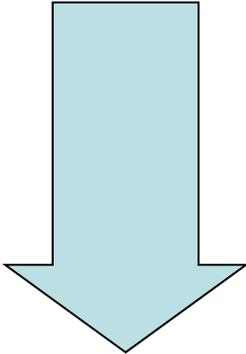
平成18年2月 長浜市・浅井町・びわ町の1市2町が合併

平成22年1月 長浜市・虎姫町・湖北町・高月町・木之本町・余呉町・西浅井町の1市6町が合併<sup>2</sup>

# 施設使用料等見直しの取組経過

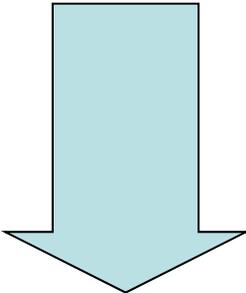
## 1市2町合併

【平成18年2月13日】



## 1市6町合併

【平成22年1月1日】



### 第1期 1市2町合併後

平成18年度 行政改革大綱の策定  
集中改革プランの策定  
平成19年度 施設使用料等の見直しに関する  
基本方針の策定  
貸し館等使用料の見直し(70施設)  
平成20年度 入館料等の見直し(11施設)

### 第2期 1市6町合併後

平成22年度～ 施設使用料等の見直し(67施設)  
平成23年度 次の①・②の施設を対象  
①合併協定で「合併後に調整」  
②①の類似施設等

# 取組の背景(第1期)

## 1市2町合併協定書

### 15使用料、手数料等の取扱い

使用料(別に協議するものを除く。)は、当面、現行のとおりとし、3年を目途に見直す。ただし、使用目的、利用形態が同様の施設にあつては、合併時に可能な限り統一に向け調整する。

## 行政改革大綱(平成18年12月28日)

### ③ 公共料金、補助金の適正化

施設使用料などの公共料金については、負担の公平性を確保するため、行政サービスの提供に必要なコストについて、そのサービスの公共性や受益性の度合いなどに応じた適正な割合を設置するなど、その適正化を図ります。

## 集中改革プラン(平成18年12月28日)

### 8 公共施設使用料の見直し

施設使用料については、3年ごとの見直しを基準として、金額、適用区分・単位等について見直しを行います。なお、同一目的・類似施設にあつては、原則として、適用区分や基準等の統一化を図ります。また、受益者が明らかであり、個別のサービスでありながら、無料とし、または有料であっても減免している使用料・手数料については、その妥当性を見直し、適正な受益者負担を求めます。

# 計画の体系

## 集中改革プラン（平成18年12月28日）

### 8 公共施設使用料の見直し

#### 41 公共施設運営の見直し

公共施設見直し方針を策定します。

## 公共施設見直し方針（平成19年11月1日）

### 2 見直しの方針

#### (3) 公共料金の適正化

施設使用料などの公共料金については、負担の公平性を確保するため、行政サービスの提供に必要なコストについて、そのサービスの公共性や受益性の度合いなどに応じた適正な割合を設置するなど、その適正化に努めます。

ア 施設使用料については、金額、適用区分・単位等について見直しを行います。

なお、同一目的・類似施設にあつては、原則として、適用区分や基準等の統一化を図ります。また、受益者が明らかであり、個別のサービスでありながら、無料とし、または有料であっても減免している使用料・手数料については、その妥当性を見直し、適正な受益者負担を求めるよう検討します。

## 施設使用料等の見直しに関する基本方針（平成19年11月20日）

# 施設使用料等の見直しに関する基本方針①

## 1 目的

長浜市公共施設見直し方針(平成19年11月1日策定)に基づき、負担の公平性を確保するため、行政サービスの提供に必要なコストについて、サービスの公共性や受益性の度合いなどに応じ、施設使用料等の見直しを行い、適正化を図ることとする。

## 2 基本方針

### ① 受益者負担の原則

- ・施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性の観点から、利用者は応分を負担

### ② 体系的な施設使用料の設定

- ・施設の利用に係る経費の考え方を整理し、利用者と税で負担する部分を明確化
- ・市民にとってわかりやすい使用料設定(設定単位、類似施設は料金を統一等)

### ③ 施設使用料減免基準の見直し

- ・減免等を原則廃止し、使用料金の複数段階設定による利用者負担の軽減を実施

#### 【減免措置の状況】

- ・旧長浜、旧びわ 施設使用料の減免を実施
- ・旧浅井 減免なし。ただし、施設使用料の半額相当分を補助金として交付

# 施設使用料等の見直しに関する基本方針②

## 3 使用料見直しの範囲

公共施設約270施設のうち、対象外施設を除いた約170施設について見直しを行う。この中で、観光施設や博物館施設などそれぞれ施設の特性を生かし、差別化したサービスとそれに見合う料金を設定している施設については、別の基準により見直すこととする【見直し対象外施設】

- ①法令等により、使用料を徴収することができない施設  
例：小学校、中学校、図書館 など
- ②法令等により、算定基準が規定されている施設  
例：市営住宅、デイサービスセンター など
- ③利用者が不特定多数のため受益者を特定し、負担をもとめることが適切でない施設  
例：道路、公園 など

### 【平成19年度の取組】

主として貸し館を行っている施設を対象

公民館・会館、高齢者福祉センター、勤労者福祉施設、農林水産施設、スポーツ施設など70施設

### 【平成20年度の取組】

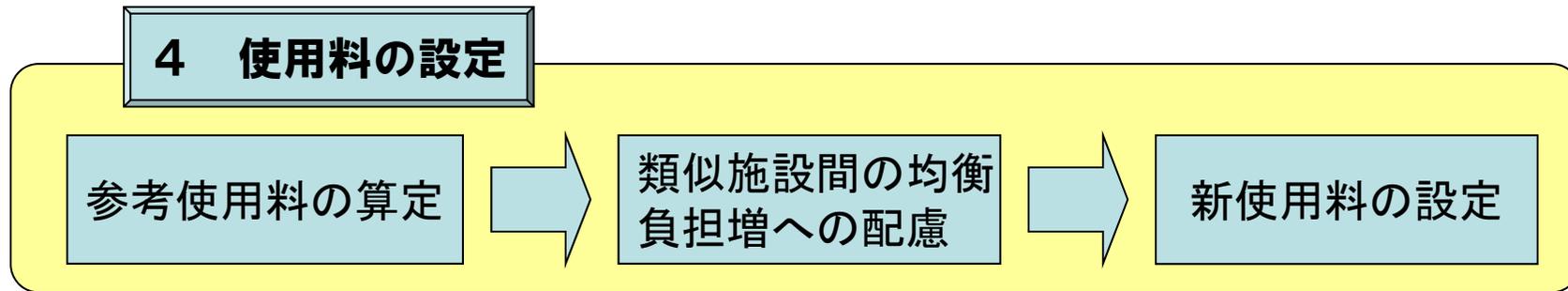
入館料など別の基準により使用料を決定する方が望ましい施設とされた施設を対象

観光施設、資料館など11施設

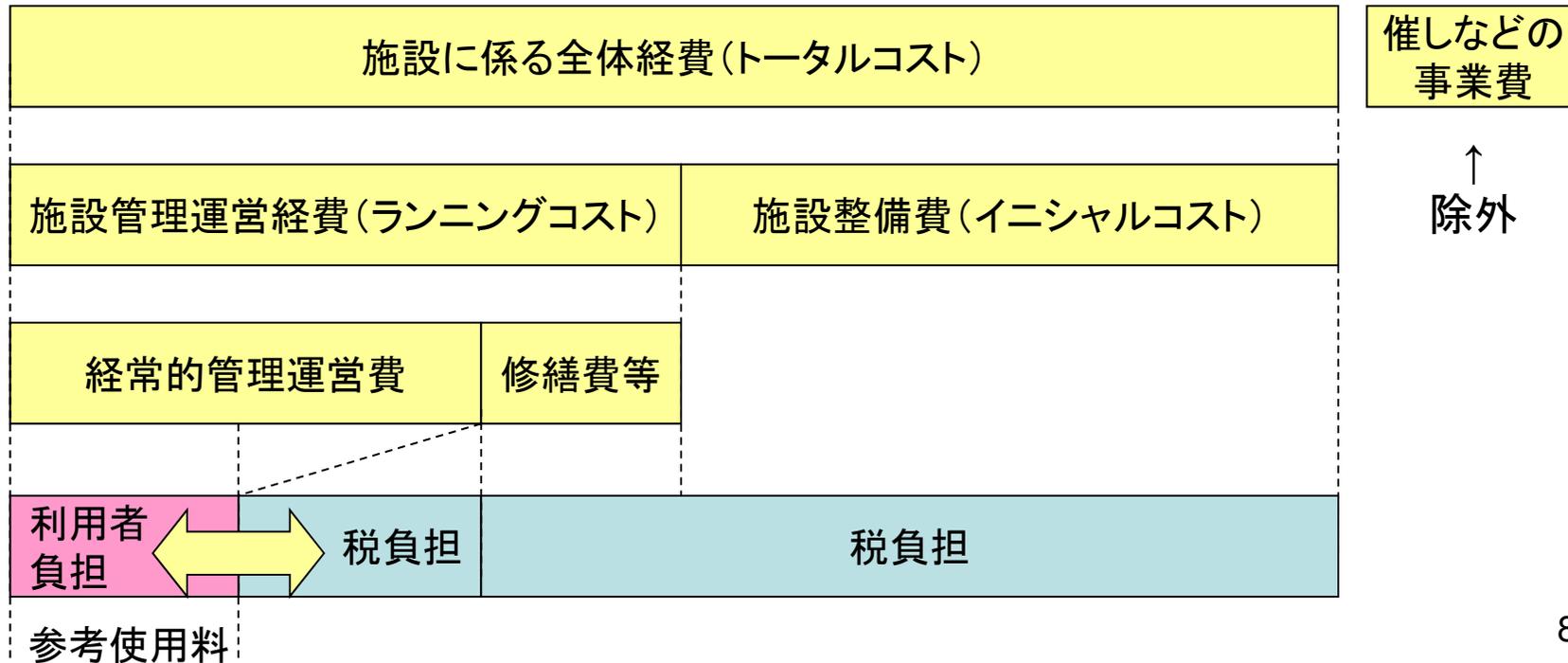
### 【その他の取組】

公共下水道、農業集落排水施設、駐車場、キャンプ場等の使用料の見直しも実施7

# 施設使用料等の見直しに関する基本方針③



## 【施設に要する経費の範囲と負担区分のイメージ図】



# 施設使用料等の見直しに関する基本方針④

## 4-① 参考使用料の算定

- ・公共施設については、行政サービス基盤の整備、市民活動・地域活動の支援といった観点から、使用料収入のみではなく、市が一定の税負担により施設の整備・管理運営を行うことも必要
- ・施設の維持管理・運営に係る経費のうち経常的管理運営費の一定割合を利用者負担とすることを基本

$$\text{参考使用料} = \text{原価} \times \text{利用者負担割合}$$

### 【原価の計算方法】

#### ①貸し切り利用の施設(ホール・会議室・グラウンド等)

$$\text{原価} = \frac{\text{経常的管理運営費}}{\text{利用可能面積合計} \times \text{利用可能時間}} \times \text{利用面積}$$

#### ②不特定多数利用の施設(プール等)

$$\text{原価} = \frac{\text{経常的管理運営費}}{\text{施設利用者目標数}}$$

【経常的管理運営費】  
人件費＋物件費＋補助費等

# 施設使用料等の見直しに関する基本方針⑤

## 【利用者負担割合】

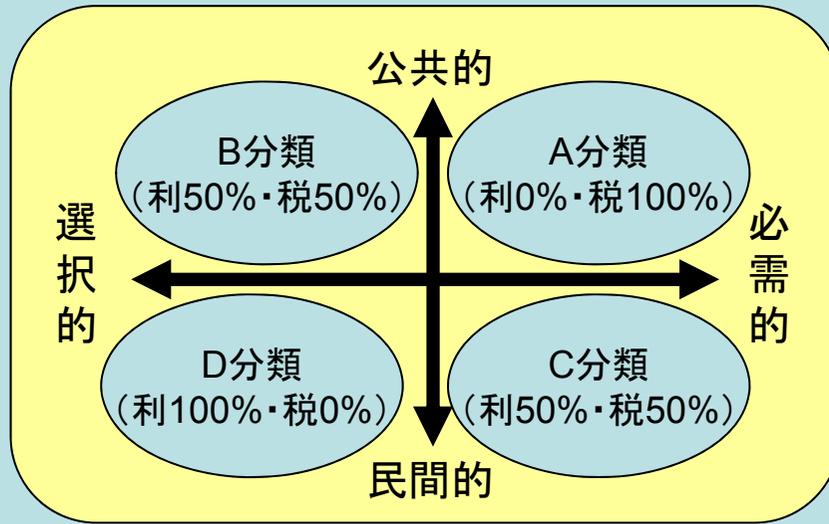
- ・使用料の設定にあたっては、施設毎のサービスの性質を考慮しながら、施設を分類し、その公共性に応じて、利用者と市民が納める税で適正に負担を分かちあうことが必要
- ・施設のサービスの性質を次の二つの基準により分類し、その公共性に応じて「税負担」と「利用者負担」の割合を設定

### ① サービスが必需的なものか、選択的のものか。

- ・必需的サービス 市民が日常生活を営む上で最低限必要とするサービス
- ・選択的サービス 市民が生活や余暇を快適で潤いのあるものにするためのサービス

### ② サービスが民間的のものか、公共的のものか

- ・民間的サービス 民間でも同じような施設が提供されているサービス
- ・公共的サービス 民間では提供されにくいサービス



分類	主な施設
A分類	道路、公園、児童館
B分類	社会福祉施設、公民館
C分類	保育園*、幼稚園*
D分類	スポーツ施設、宿泊施設*

\* 印は、他の基準で使用料を決定するもの。  
(位置付けだけを参考として表に記載)

# 施設使用料等の見直しに関する基本方針⑥

## 参考例

施設名	面積	経常的管理運営費		利用可能面積合計	利用可能時間	利用者負担割合	参考使用料	
		維持管理費	人件費					
a	b	c	d	e	f	g	h	i
A施設	A1会議室	180m <sup>2</sup>	300万円	660万円	380m <sup>2</sup>	2,930h	50%	776円
	A2会議室	120m <sup>2</sup>						517円
	A3会議室	80m <sup>2</sup>						345円
B施設	B1会議室	180m <sup>2</sup>	200万円	660万円	210m <sup>2</sup>	2,930h	50%	1,258円
	B2会議室	30m <sup>2</sup>						210円
C施設	C1会議室	90m <sup>2</sup>	200万円	440万円	160m <sup>2</sup>	3,516h	50%	512円
	C2会議室	40m <sup>2</sup>						228円
	C3会議室	30m <sup>2</sup>						171円

参考使用料  $i = \frac{(d+e)}{(f \times g)} \times c \times h$  ※下線部分が原価に相当

注1 維持管理費＝需用費＋役務費＋委託料＋使用料・賃借料＋原材料費

注2 人件費＝正職人数×正職平均単価＋臨職人数×臨職平均単価

# 施設使用料等の見直しに関する基本方針⑦

## 4-② 類似施設間の均衡

・新使用料は、参考使用料を基本として、現行使用料及び市内外の類似施設使用料を比較検討した上で、原則として次の基準により設定

- ① 全ての見直し施設について、新使用料は、1時間単位かつ100円単位の設定
- ② 類似施設や同規模施設については、同じ部類に属する参考使用料の平均値を基本として、新使用料を設定

## 4-③ 負担増への配慮

・これまで利用のほとんどが無料若しくは免除となっている場合又は、新使用料が1時間当たりの現行使用料を大幅に上回る場合には、利用者にとって急激な負担増となるため、原則として次のような対応を図る。

- ① 現行使用料が無料の施設又は利用者の9割以上が減免等により無料で利用している施設については、200円を上限として設定
- ② 新使用料が現行使用料の2倍以上になる場合は、利用者の急激な負担増とならないよう、新使用料は現行使用料の2倍を目安として設定

# 施設使用料等の見直しに関する基本方針⑧

## 参考例

施設名		面積	参考使用料		新使用料		現使用料
A 施設	A1会議室	180m <sup>2</sup>	776円	調整	900円	配慮	600円
	A2会議室	120m <sup>2</sup>	517円		600円		400円
	A3会議室	80m <sup>2</sup>	345円		400円		200円
B 施設	B1会議室	180m <sup>2</sup>	1,258円		900円		800円
	B2会議室	30m <sup>2</sup>	210円		200円		200円
C 施設	C1会議室	90m <sup>2</sup>	512円		400円		300円
	C2会議室	40m <sup>2</sup>	228円		200円		200円
	C3会議室	30m <sup>2</sup>	171円		200円		100円

**【考え方】 部屋の面積により調整**

部屋面積	部屋数	参考使用料平均	検討案
100m <sup>2</sup> 以上	3	850円	900円
50m <sup>2</sup> 以上100m <sup>2</sup> 未満	2	429円	400円
50m <sup>2</sup> 未満	3	203円	200円

※A2会議室の面積はA1会議室の面積の2/3のため、使用料も2/3で調整

# 施設使用料等の見直しに関する基本方針⑨

## 5 使用料の複数段階設定

- ・減免等を原則廃止し、使用料金の複数段階設定による利用者負担の軽減を実施
- ・複数段階設定は、新使用料に一定の割合を乗じることを基本として設定
- ・入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合又は即売会その他の営利的な目的をもって催物を行う場合は、別途設定
- ・開館時間以外の時間に施設を使用させる場合は、新使用料の複数段階設定の1.5倍を目安として設定

### 参考例

施設区分	利用区分	単位	使用料
A1会議室	一般の場合	1時間	900円
	市が主催・共催する事業の場合		500円
	市内の小中幼保が子どもたちを対象に使用する場合		500円
	市外の方が使用する場合		1,800円
	入場料等を徴収する場合		1,800円

基本

1/2倍

1/2倍

2倍

2倍

# 施設使用料等の見直しに関する基本方針⑩

**参考例**

施設・区分		現在の 入館料	利用 者数	経常的管理運営費		利用者 目標数	利用者負 担割合	参考 使用料
				維持管理費	人件費			
a	b	c	d	e	f	g	h	i
A 施設	大人	300円	30,000人	550万円	970万円	50,000人	100%	304円
	小人	100円	10,000人					
	大人(団体)	200円	5,000人					
	小人(団体)	50円	3,000人					
B 施設	大人	200円	15,000人	400万円	660万円	30,000人	100%	353円
	小人	100円	8,000人					
	大人(団体)	160円	5,000人					
	小人(団体)	80円	3,000人					

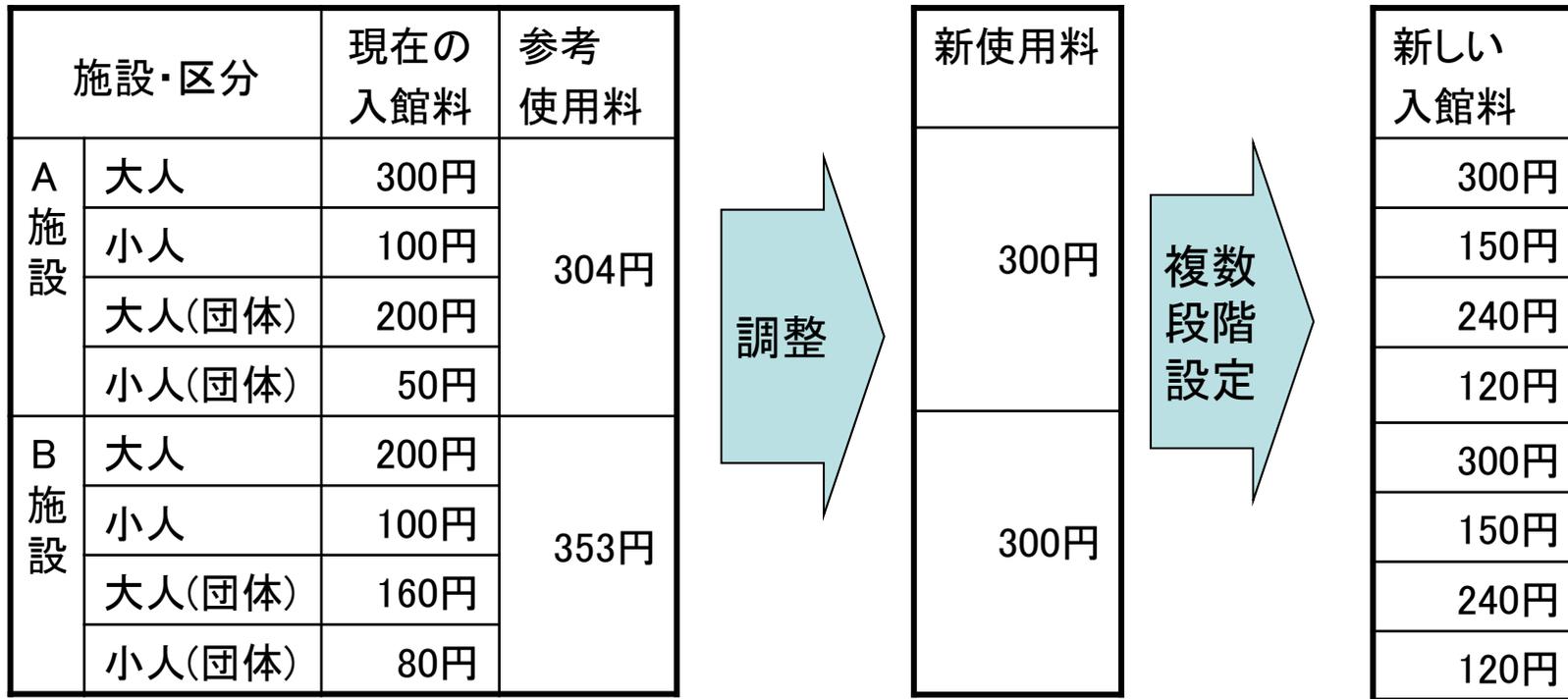
参考使用料  $i = \frac{e+f}{g} \times h$  ※下線部分が原価に相当

注1 維持管理費、人件費の考え方は、貸し切り利用の施設の場合と同じ。

注2 利用者数は、全て大人料金的人数に換算 A施設:大人1人=小人3人、B施設:大人1人=小人2人<sup>15</sup>

# 施設使用料等の見直しに関する基本方針⑪

**参考例**



**【考え方】 小人・団体利用の別により複数段階設定を設定**

区分	考え方
小人	大人の半額
団体利用	個人の8割

# 施設使用料等の見直しに関する基本方針⑫

## 【参考】よくある質問

### Q 原価計算におけるイニシャルコストや修繕費等の考え方について

A 施設に係る経費に比べ使用料収入が低い状況に鑑み、維持管理費だけでも使用料で賄えないか(稼働率を除く)との考えのもとで原価計算を行い、使用料を設定した。

→ イニシャルコスト等を含めて使用料を設定すべきかどうかは、今後の検討課題

### Q 稼働率の考え方について

A 民間施設においては、稼働率も考慮して使用料を設定されるが、稼働率が低いのは利用者の責任ではないことから、その分は税で負担することとし、今回の計算には稼働率は考慮していない。→ 稼働率の考え方の導入についても、今後の検討課題

### Q 施設の老朽度合いによる料金格差について

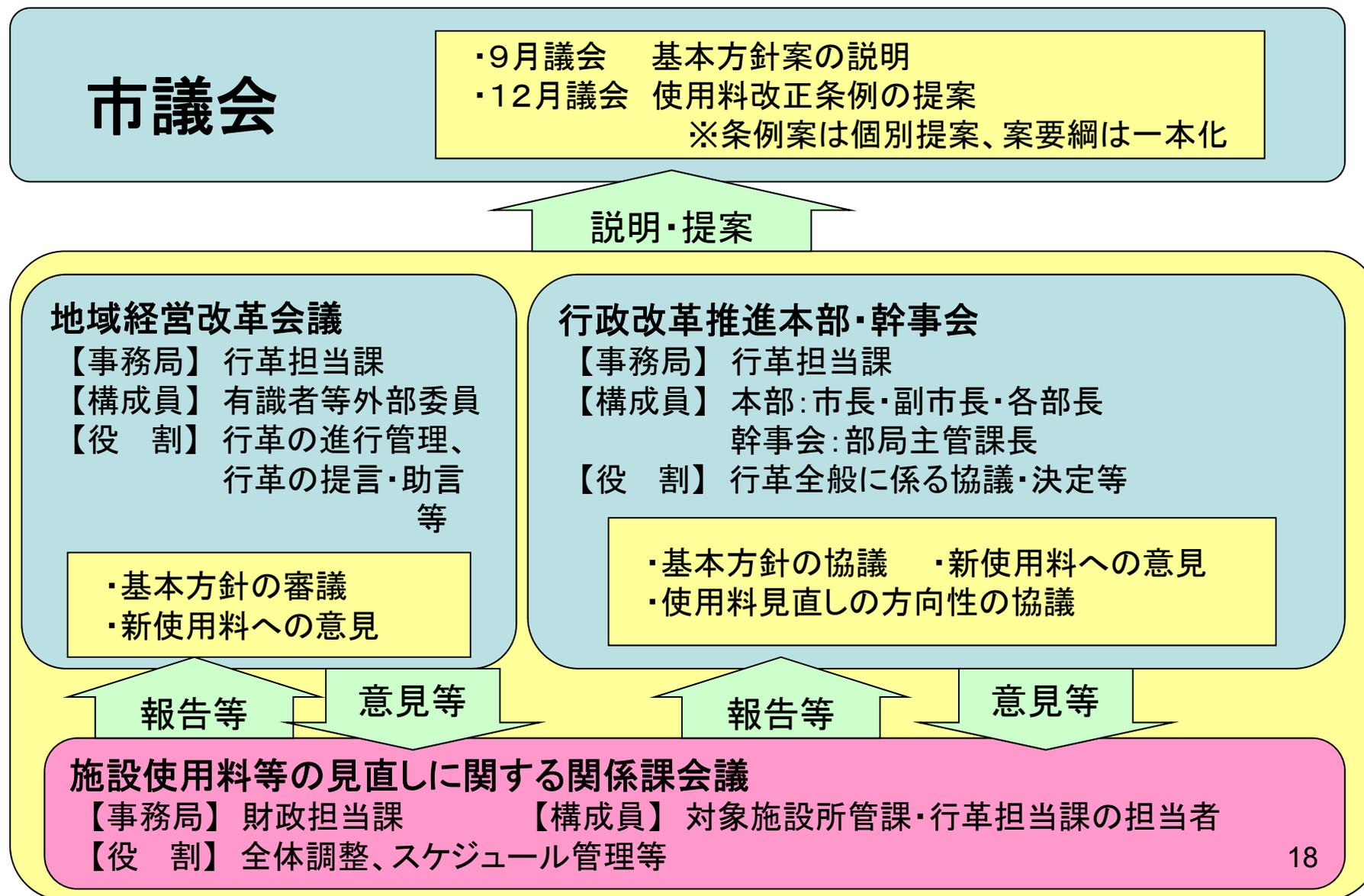
A 一般的に、施設の経過年数にかかわらず、利用者にとって受益が同じもの(種類、規模等)は同じ料金である方がわかりやすいことから、施設の老朽度合いによって料金の格差はつけないこととした。

### Q 冷暖房使用の有無や土日祝日と平日による料金格差について

A 原価計算において、冷暖房の使用の有無については平準化されており、また冷暖房を使用しない時期が限定的であることから、区分する必要はないと判断した。また、土日祝日と平日については、開館日であれば時間外勤務による人件費等のコストの増は基本的には発生してこないため、区分していない。

→ ホール等冷暖房使用の有無のコスト差が大きい施設における一定の割増料金の徴収や、平日の施設利用促進等の観点による平日料金の安価設定も一案

# 取組の体制・進め方(第1期)



# 使用料見直しの取組スケジュール(H19)

○平成19年度施設使用料等見直しスケジュール

月	日	庁内全体	各施設所管課	市民等(≒施設利用者)	議会
7	31日	第1回打合せ会議 進捗状況の把握・考え方の整理 等	内部検討・参考使用料の算出		
8	30日	第2回打合せ会議 各施設の参考使用料・課題整理 等	施設責任者協議		
9	12日 20日 20日	行革推進本部幹事会 行革推進本部会議 第3回打合せ会議 基本方針の確認、新使用料の確認 等	各部経営会議等による部内調整 新使用料(案)の設定		総務教育常任委員会で集中改革プランの取組状況の一環として報告
10	23日 24日	部局主管課長会議	新使用料(案)の決定 意見等	地域経営改革会議 基本方針についての意見等	
11	6日 7日 19日	第4回打合せ会議 新使用料の決定(庁議) 総務課による条例審査 条例検討会議(総務課・財務課) 関係条例の改正	関係条例・規則の改正作業 ※パブコメ不要(要綱3条)	地域経営改革会議 新使用料について報告	
12					12月議会 関係条例の改正
1			事務フローの検討・協議・調整 ①使用料収納事務 ※特に無料施設の有料化の場合 ②使用料減免事務	広報ながはま1/1号 新使用料設定・新減免基準について説明 【主な関係団体への周知】 ・小・中学校・幼稚園・保育園 ・スポーツ少年団 ・市体協関係スポーツ団体 ・生涯学習サークル ・自治会、老人クラブ など	
2					
3					
4	1日				新施設使用料条例・規則施行

# 施設使用料等の見直し(第1期)の結果①

## 見直し結果の概要

### 【平成19年度の取組結果】

・施設使用料見直しの結果は、次のとおり。

①見直しを行う施設 44施設

(内訳)基本方針どおり実施 21施設、現行規定を踏襲して実施 23施設

②現行どおりの施設 26施設

(内訳)見直した結果現行どおり 5施設、継続検討等により保留 21施設

・会議室やホール等の施設区分で分けた場合、使用料が上がる施設区分は30%、使用料が下がる施設区分は15%、現行と変わらない施設区分は55%となった。

・現行使用料では、土日祝日加算や冷暖房使用加算などがあるため、一概に比較はできないが、全体(70施設)としては、約7%の値上げとなった。

(最高)金額:+726円、率:285%、(最低)金額:▲936円、率:20%

### 【平成20年度の取組結果】

・施設使用料見直しの結果は、次のとおり。

①見直しを行う施設 6施設

(内訳)基本方針どおり実施 6施設

②現行どおりの施設 5施設

(内訳)見直した結果現行どおり 4施設、歳出の減で対応 1施設

**貸し館使用料 (H20-H19 +240万円、H21-H20 +580万円)**

**入館料 (H21-H20 +950万円)**

※利用人数の増減等の影響も有

# 施設使用料等の見直し(第1期)の結果②

## 例1 浅井文化ホール

区分	ホール	
	平日	土日休日
8:30-12:30	5,000円	7,000円
13:00-17:00	7,000円	10,000円
17:30-21:30	10,000円	13,000円
8:30-17:00	12,000円	17,000円
13:00-21:30	17,000円	23,000円
8:30-21:30	22,000円	30,000円

冷暖房を使用する場合、使用料は5割増の料金を徴収



区分	1時間
ホール	3,300円

## 例2 市民プール

区分	1人1回
大人	300円
小中学生	200円
幼児	100円
付添人	150円

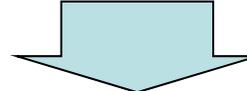


区分	1人1回
大人	400円
中学生以下	200円
3歳未満	無料
付添人	無料

## 例3 長浜市民庭球場

区分		1面
コート	9:00-12:00	400円
	12:00-17:00	600円
コート	9:00-17:00	1,000円
照明	1時間	650円

コートを時間単位で使用する場合、使用料は1面150円を徴収



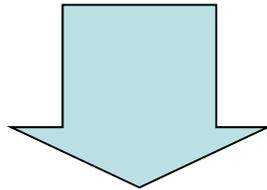
区分		1面
コート	1時間	200円
照明	1時間	500円

# 施設使用料等の見直し(第1期)の課題

## 現行規定の踏襲

使用料見直しの主要施設となっていた公民館について、「地域づくりの拠点施設として公民館を位置づけていく方向にあり、公民館のあり方を議論していくなかで、使用料についても継続的に検討」していくこととなった。

→ 施設の目的外利用や市民等以外の利用についてのみ使用料を徴収している施設については、各施設の現状を踏まえつつ、現行の規定を踏襲することとし、今後の検討課題として整理した。



平成22年1月 1市6町合併

**更なる施設使用料等の見直しを開始**

# 背景・現状と課題(第2期)

## 1市6町合併協定書

### 15使用料、手数料等の取扱い

住民の一体性の確保や負担の公平性の観点より、同一又は同種の使用料、手数料等については、原則として合併時に長浜市の制度に統一する。

なお、合併時に統合できなかった使用料等については、合併後の長浜市において「施設使用料等の見直しに関する基本方針」に基づき、3年以内に見直しを行うものとする。

## 施設間における不均衡

### ①同一施設間での不均衡

公民館の例		旧長浜	旧虎姫	旧湖北	旧高月	旧木之本	旧余呉	旧西浅井
使用料		無	有	有	有	有	—	有
減 免	サークル	—	有料 <small>(一部免除)</small>	有料	有料 <small>(一部免除)</small>	1/2減額 <small>(一部)</small>	—	有料
	障害者団体	—	有料	免除	免除	免除	—	有料

### ②類似施設間での不均衡

ゲートボール場の例	使用料	根拠条例	現状
高時川運動広場	100円/h	長浜市スポーツ施設条例	有料
湖北デイサービスセンター	500円/h	長浜市福祉ステーション条例	無料

# 施設使用料等の見直しの検討開始

## 1 基本的な考え方

施設使用料等の見直しに関する基本方針(平成19年11月策定)に基づき、受益者負担の原則のもと、類似施設間における使用料や減免基準の取扱いを統一するとともに、使用料の適正化を図ることとする。

## 2 取組方針

### ① 受益者負担の原則

- ・受益者負担の考えに基づき、原則として、利用者からは適正な使用料を徴収

### ② 類似施設・同規模施設間での料金水準の統一

- ・類似施設や同規模施設については、算出した使用料の平均値を基本とするなど、可能な限り料金水準を統一

### ③ 減免基準の見直し

- ・受益者負担の例外として、政策的に負担を軽減する必要がある場合には、使用料の減免ではなく、使用料の複数段階設定を行うことを基本

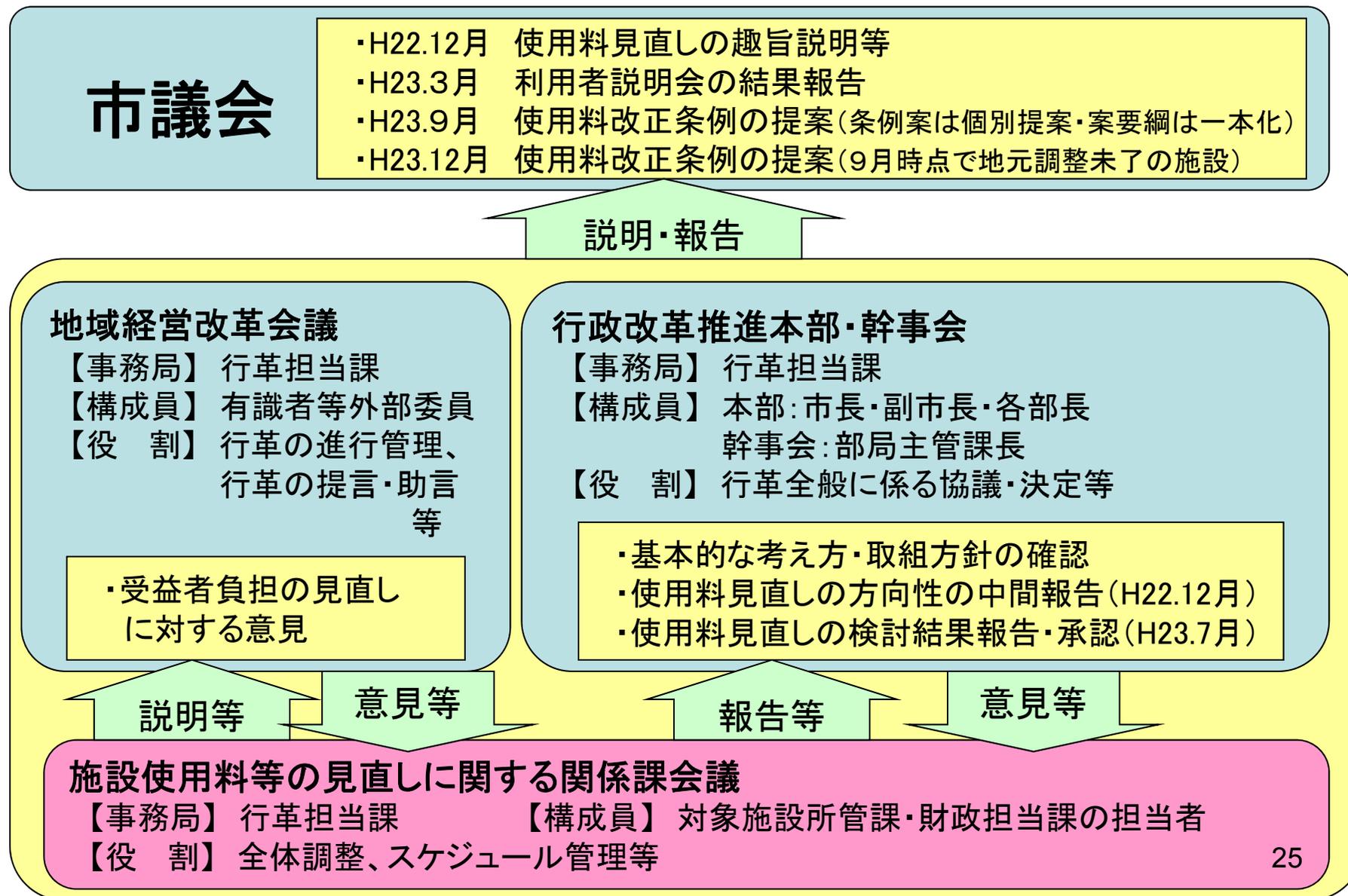
## 3 対象施設

① 合併協議項目の具体的な調整方針で、「合併後、3年以内に調整する。」とされた施設

【例】公民館、まちづくり関連施設、野外活動施設、駐車場、駐輪場、駅関連施設

② 上記の見直し施設と類似する施設で、取扱いを統一した方がよいと考えられる施設

# 取組の体制・進め方(第2期)



# 施設使用料等の見直し(第2期)の取組経過

平成22年8月23日	<b>第1回施設使用料等の見直しに関する関係課会議</b> ・取組経過、現状と課題の共通認識、各施設の使用料等の見直しの依頼
8月31日	長浜市行政改革推進本部幹事会
9月1日	長浜市行政改革推進本部会議 ・基本的な考え方、スケジュール(案)等の確認
11月11日	<b>第2回施設使用料等の見直しに関する関係課会議</b> ・使用料の見直しの各課報告、減免の考え方、範囲についての意見交換
12月3日	長浜市行政改革推進本部会議 ・見直し状況についての中間報告
12月15日	<b>市議会第4回定例会総務教育常任委員会</b> ・基本的な考え方、利用者説明会の実施についての説明
平成23年1月12日	<b>公民館等使用料の見直しについての利用者説明会</b>
～ 2月14日	・対象施設(21施設)において、全22回の説明会を開催
3月16日	<b>市議会第1回定例会総務教育常任委員会</b> ・公民館等使用料見直しの利用者説明会の結果を報告
3月24日	<b>第3回・第4回施設使用料等の見直しに関する関係課会議</b>
4月15日	・取組経過、今後の進め方
6月27日	<b>第5回施設使用料等の見直しに関する関係課会議</b> ・使用料見直しの確認、条例改正、今後のスケジュール
7月4日	<b>長浜市行政改革推進本部会議</b> ・施設使用料等の見直しの検討結果の報告・承認
9月22日	<b>市議会第3回定例会において議案の議決</b> ・30施設において、使用料の改正を可決
12月16日	<b>市議会第4回定例会において議案の議決</b> ・2施設において、使用料の改正を可決

# 使用料の見直しについての利用者説明会①

## 1 説明会の趣旨

- ・市において検討を進めている公民館等使用料の見直しについて、そのあらましを施設利用者に説明し、広く意見を聞くために開催
- ・決定した内容についての説明ではなく、賛成・反対を含めて広く意見を聞くことで、最終的な判断材料としていくために実施

## 2 対象施設

公民館(18施設)・市民交流センター・養蚕の館・虎姫時遊館 合計21施設

## 3 開催期間

平成23年1月12日から2月14日まで(全22回)

## 4 主催

企画部 生涯学習・文化スポーツ課 ※ 対象施設の所管課

# 使用料の見直しについての利用者説明会②

## 5 アンケート結果

対象施設	公民館等（21施設）
説明会開催期間	H23. 1. 12～H23. 2. 14
説明会参加者数	417人
アンケート回収枚数	399人
回収率	95.7%

問1 当市からの説明内容については、ご理解いただけましたか？

①よく理解できた	96	24.1%	85.8%
②おおよそ理解できた	246	61.7%	
③やや理解できなかった	30	7.5%	14.2%
④まったく理解できなかった	15	3.8%	
⑤無回答	12	2.9%	

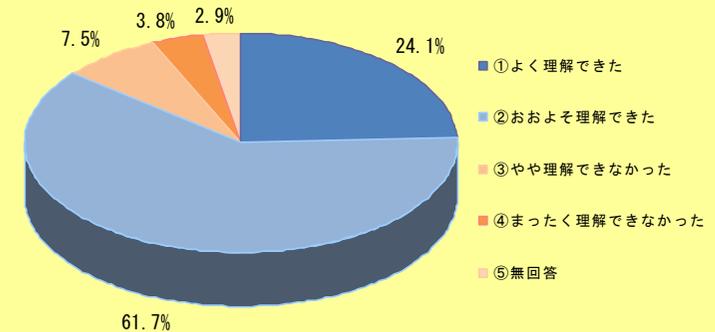
問2 どのような点について理解できなかったでしょうか？ ※問1において、③・④とした場合のみ回答

①内容が難しかった	1	2.2%
②説明がわかりにくかった	5	11.1%
③受益者負担の考え方を受け入れられない	30	66.7%
④その他	8	17.8%
⑤無回答	1	2.2%

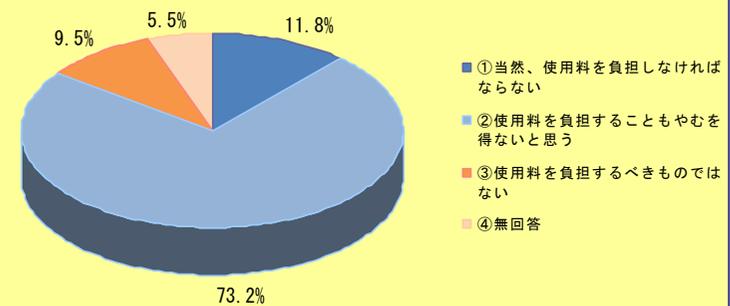
問3 施設使用料の負担について、どのようにお考えですか？

①当然、使用料を負担しなければならない	47	11.8%	85.0%
②使用料を負担することもやむを得ないと思う	292	73.2%	
③使用料を負担するべきものではない	38	9.5%	15.0%
④無回答	22	5.5%	

■問1 当市からの説明内容



■問3 施設使用料の負担



# 使用料の見直しについての利用者説明会③

## 6 説明会での主な意見等

### ①使用料の金額について

- ・部分的な金額の再調整について
- ・冷暖房加算方式の採用について
- ・長時間使用時の配慮(割引)について

### ②使用料の減免について

- ・減免基準、対象の具体化、明確化について

### ③使用料の徴収方法について

- ・徴収の時期、納入の時期について(後払い、年間払い等)
- ・準備、後始末の時間に対する使用料の取扱いについて

### ④見直しを行う時期について

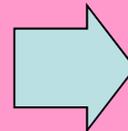
- ・いつから有料化か
- ・一度長浜市に合わせてからの有料化は無理か
- ・新料金により値下げとなる館での早期実施を求める

### ⑤反対意見

- ・生涯学習活動への有料化に理解できない
- ・生きがい活動としての公民館活動の大きな障害となる
- ・利用者に年金受給者が多い中での有料化は認められない



利用者説明会で85%の方が使用料について負担しなければならない・やむを得ないと回答



**見直し(有料化)を決定**

# 施設使用料等の見直し(第2期)の結果①

## 見直し結果の概要

### 【平成23年度の取組結果】

- ・施設使用料見直しの結果は、次のとおり。
  - ①見直しを行う施設 32施設  
(内訳)基本方針どおり実施 24施設、現行規定を踏襲して実施 8施設
  - ②現行どおりの施設 35施設  
(内訳)見直した結果現行どおり 9施設、今回は使用料の設定を見送り 26施設
- ・会議室やホール等の施設区分で分けた場合、利用実態として、使用料が上がる施設区分は67%(うち有料化となる施設区分は67%)、使用料が下がる施設区分は16%、現行と変わらない施設区分は17%となった。
- ・併せて、公民館と同一・併設している施設を公民館に転用し、管理の一元化を図った。  
(転用例)勤労者福祉施設、林業関係施設、農業振興関係施設 → 公民館施設

### 【参考】開館時間・休館日の見直し

- ・施設使用料の見直しに併せて、施設利用の均衡や利便性の向上を図るため、施設の開館時間や休館日等を調整した。
  - ①開館時間の見直し 40施設(公民館、文化ホール、スポーツ施設 等)
  - ②休館日の見直し 35施設(公民館、文化ホール、スポーツ施設 等)

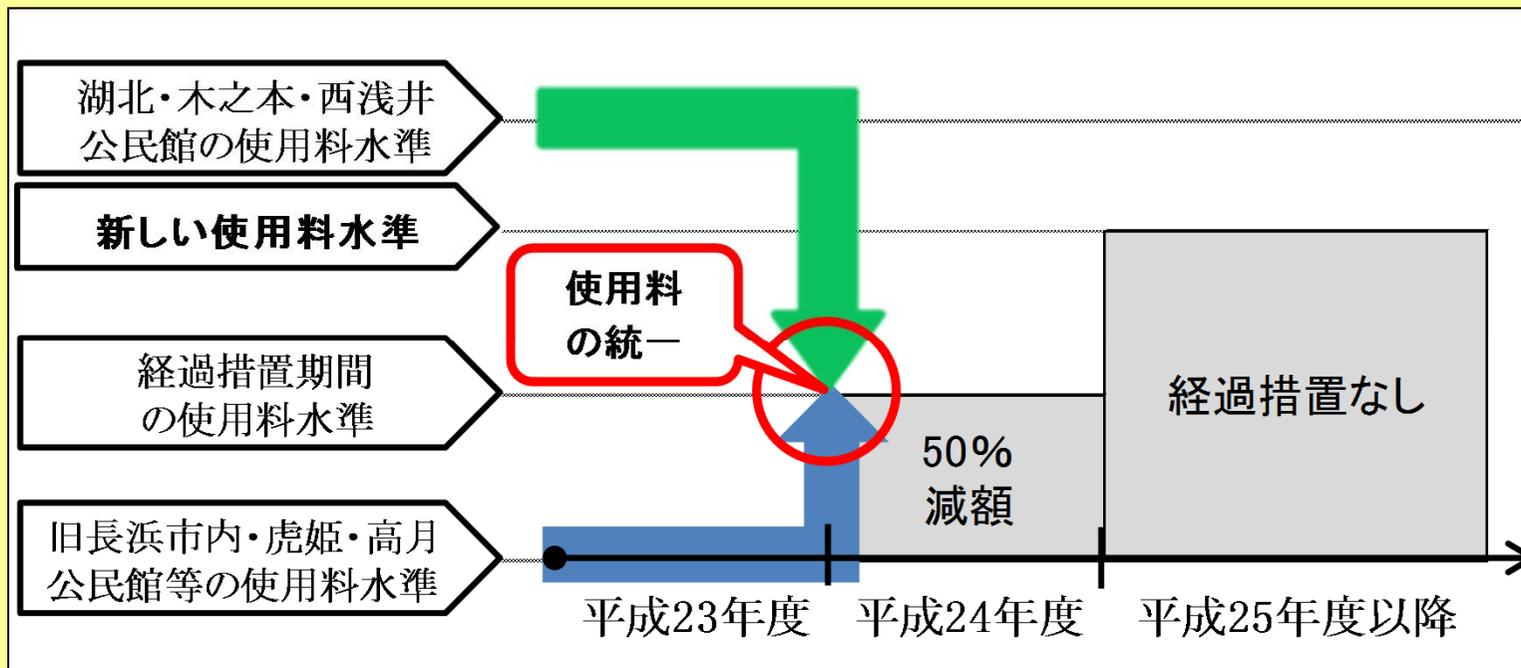
**効果額 ( H25-H23 +650万円 )** ※決算ベースでの比較

# 施設使用料等の見直し(第2期)の結果②

## 経過措置の設定

- ・今回の見直しにより、無料から有料となる施設もあるため、平成24年度の1年間は使用料の50%減額を実施
- ・特に公民館については、合併協定に基づく使用料の統一を第一として、料金水準が下がる場合についても、1年間は使用料を50%減額

### 【公民館における経過措置のイメージ図】



# 施設使用料等の見直し(第2期)の結果③

## 例1 神照公民館

区分	単位	使用料
ホール	1時間	無料
学習室		無料
会議室		無料
和室		無料
調理室		無料

使用料
200円
100円
100円
100円
300円

## 例2 西浅井公民館

区分	単位	使用料
小ホール	1時間	700円
視聴覚室		700円
研修室A・B		各300円
会議室1		300円
会議室2		400円
多目的集会室		500円
調理実習室		400円

使用料
200円
200円
各200円
100円
100円
400円
300円

## 例3 市民交流センター

区分	単位	使用料
会議室	1時間	400円
集会室A・B		各600円
創作室		600円
教養娯楽室A・B		各200円
ゲートボール場		無料
研修室		400円
相談室		無料
和室A・B		各200円
茶室		200円
料理実習室		600円
講習室		600円
軽運動室		800円
ふれあいホール		1,400円

使用料
200円
各200円
200円
無料
200円
200円
100円
各100円
100円
300円
200円
400円
700円

教養娯楽室A・Bは、貸切での使用から一般開放へ見直し

目的外使用のみ使用料を徴収していたが、原則有料へ見直し

# 減免の見直しについて

## 使用料の複数段階の設定

### 【例】スポーツ施設(長浜市多目的競技場)

区分			単位	使用料
市民 競技場	入場料 又はこれ に類する 金銭(以 下「入場 料等」と いう。)を 徴収しな い場合	長浜市内に住所を有するも のがアマチュアスポーツに 使用する場合	1 時 間	1,000円
		長浜市内の保育園、幼稚 園、小学校又は中学校が 乳幼児、児童又は生徒を対 象に使用する場合		500円
		長浜市内のスポーツ少年 団が少年団員を対象に使用 する場合		500円
		長浜市内に住所を有するも のがアマチュアスポーツ以 外の催物に使用する場合		1,500円
		長浜市外に住所を有するも のが使用する場合		2,000円
	入場料等を徴収する場合	10,000円		
長浜市、長浜市の行政委員会及び 指定管理者が主催又は共催する事 業に使用する場合				500円

## 減免基準とその運用

### 【例】公民館条例の減免規定

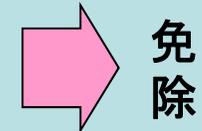
(使用料の減免)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。

- (1) 本市又は当該公民館の指定管理者が使用するとき。
- (2) 本市又は当該公民館の指定管理者が共催する事業に使用するとき。
- (3) 本市内に所在する団体が、公益又は地域貢献を目的として使用するとき。
- (4) その他教育委員会が特に必要があると認めるとき。

#### 第3号の取扱い(参考例)

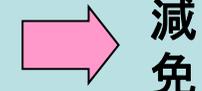
PTA、子ども会、体育協会、婦人会  
自治会、交通安全協会、観光協会  
人権擁護委員、放課後児童クラブ



免除

#### 第4号の取扱い

基本的に適用しない。



減免

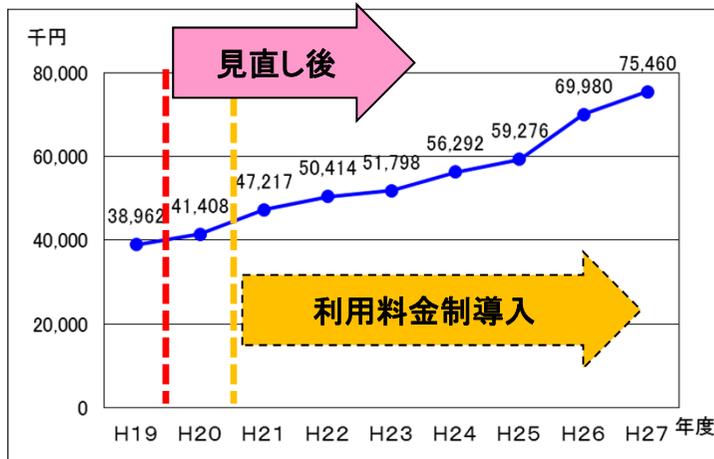
※次のような団体は、減免を適用しない。

国、県、財団法人・社団法人、医療法人 など

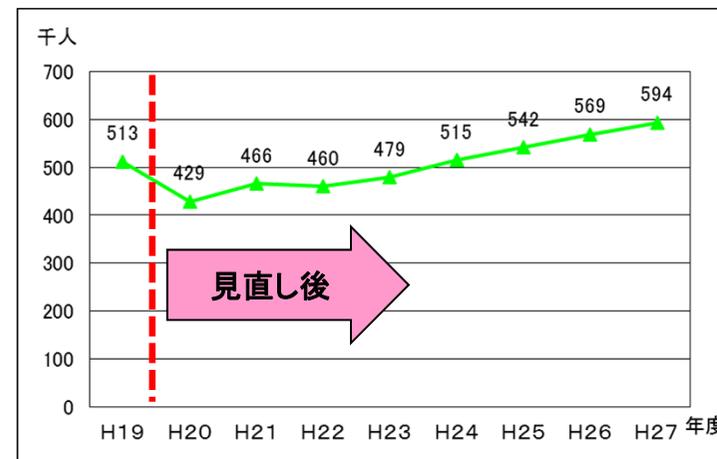
受益者負担の原則の観点から、減免を行う必要がある場合でも、狭義に解釈して運用

# 施設使用料等の見直し(第1期)の検証

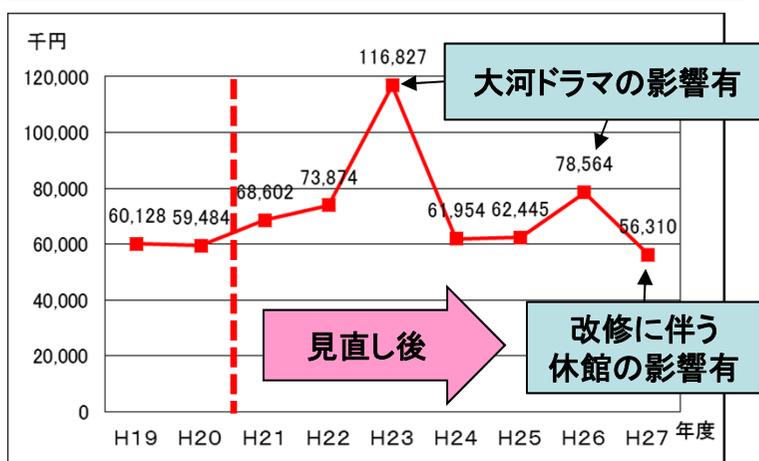
①使用料収入額(H19見直し対象施設)



②利用者数(H19見直し対象施設)



③使用料収入額(H20見直し対象施設)

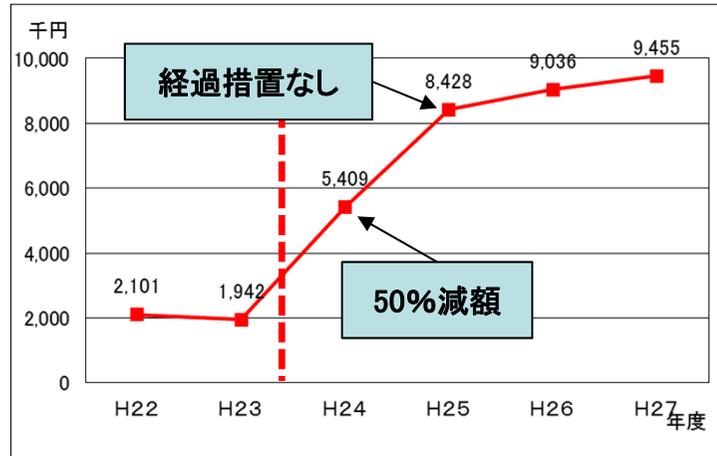


- ・第1期の施設使用料等の見直しの前後における施設使用料収入額と利用者数の推移について整理した。
- ・平成19年度見直し対象施設(貸し館施設)については、見直し前後で一定の増収があった。特に、平成21年度から指定管理施設に利用料金制を導入してからは、利用者数の増加に伴い、使用料収入額も増加している。
- ・平成20年度見直し対象施設(入館料等を徴収する施設)については、大河ドラマ等の影響を除くと、概ね横ばいとなっている。

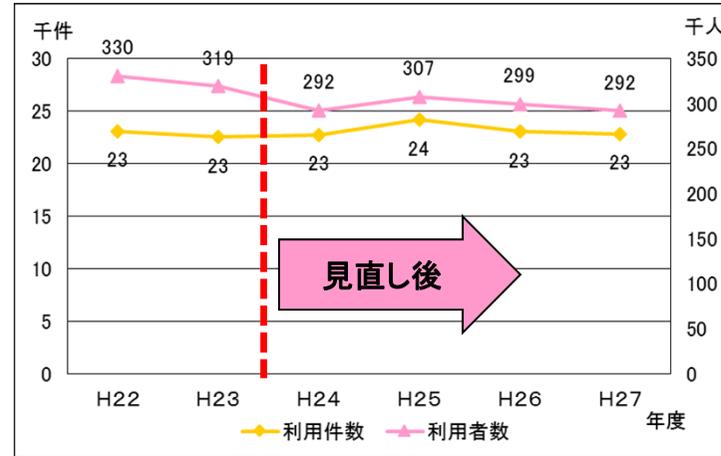
※①～③のH27年度の実績は速報値

# 施設使用料等の見直し(第2期)の検証

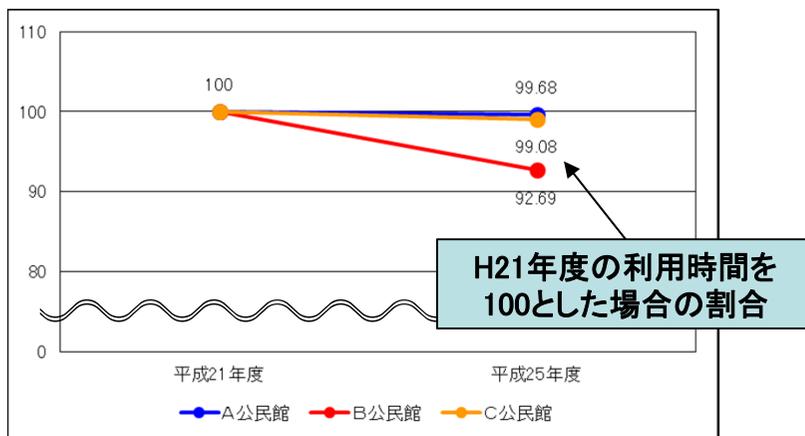
## ① 公民館等の施設使用料収入額



## ② 公民館等の利用件数・利用者数



## ③ サークル活動の利用時間



- ・第2期の施設使用料等の見直しの前後における施設使用料収入額と利用件数・利用者数の推移等について整理した。
- ・施設使用料等の見直し(有料化)直後の平成24年度は、前年度に比べて1割程度利用者数は減ったものの、平成25年度以降は特に大きな変化はない。
- ・有料化の対象となった各団体のサークル活動の利用時間(⇒使用料の金額に影響)については、見直し前後で大きな変化はない。

※①～②のH27年度の実績は速報値

# 【参考】学校体育施設開放事業①

## 1 事業の概要

小学校や中学校の学校体育施設を「学校教育活動や部活動等」に支障のない範囲で、地域や住民のために開放し、スポーツ活動の場を提供するもの

## 2 実費負担の状況

1市2町合併

旧長浜	旧浅井	旧びわ
無料	無料	500円

※実費負担の額は、体育館1面1時間の金額

合併前の状況を踏襲  
→ 平成20年度から無料(旧長浜市の基準に統一)

1市6町合併

旧長浜	旧虎姫	旧湖北	旧高月	旧木之本	旧余呉	旧西浅井
無料	無料	200円	昼250円 夜500円	無料	400円	200円 (照明料 250円)

無料(旧長浜市の基準に統一)

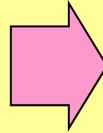
平成25年度

負担料の徴収

# 【参考】学校体育施設開放事業②

## 3 見直しの内容

学校施設は本来、児童・生徒たちの教育の場であり、学校教育活動に支障のない範囲の運用や地域の活動、子どもたちの健全育成の拠点としての施設として活用することから、有料化は馴染まない。



学校開放にかかる電気代等の光熱水費までも税金で負担することは、市民間の公平性に問題があると考え、「受益者負担」の観点から、実費相当額の負担料を徴収する。

### 負担料(使用時の電気代等の実費相当額)

施設	単位	金額
体育館	1面※1 1時間	200円
柔剣道場	1面※2 1時間	100円
運動場	—	無料※3

※1 バレーボールコート1面相当 ※2 柔道場1面、剣道場1面  
※3 運動場照明施設を使用する場合は、施設使用料を徴収

### 負担料の減免

次に該当する団体は免除

- ① 青少年の健全育成に関する活動団体(スポ少等)
- ② 公用又は公益を目的とする活動団体(自治会、総合型地域SC等)
- ③ その他教育委員会が特に必要と認めた団体

**効果額 ( H25-H24 +84万円)**

※決算ベースでの比較

※ 小学校28校・中学校13校(一部未実施の学校あり)で学校体育施設開放事業を実施

# 施設使用料等の見直しのポイント

## ①仲間をつくること

施設使用料等の見直しは、最終的には施設所管課が行うこととなるため、見直しを推進する仲間(施設所管課の担当者)をつくることが重要

特に、対象施設の中のメインとなる施設において使用料の見直しが行われれば、それに追隨して使用料の見直しを行う施設も出てくる。

## ②施設所管課の意見を尊重すること

「自己決定・自己責任」や「使用料の見直しの主体は施設所管課」との考えのもと、新使用料の設定や減免の考え方については、施設所管課の意見を尊重することが重要  
管理部門は、全体調整に主眼を置くこと。

## ③例外は必ずあると思うこと

原理原則は基本方針等に基づいて行うものの、施設の性格や役割、経緯などから必ず例外は生じてくる。このため、基本的なアウトラインは全庁的に統一するものの、細部については、あまりこだわらないことが重要。ただし、例外扱いする場合は、その理由をきちんと説明できるようにしておくことが必要である。

## ④メリハリをつけること

「使用料の見直し＝値上げ」のイメージをできるだけなくすようにすることが重要。そのためには、一部の施設については、値下げを行うことも効果がある。

## ⑤最後はトップの考え方

使用料の見直しによる金額の増収効果は限定的なため、金額ではなくその考え方(受益者負担の原則など)をしっかりと押さえることが重要。



# 長浜市

協働でつくる 輝きと風格のあるまち 長浜

ご清聴ありがとうございました。

## 滋賀県 長浜市 会計課

滋賀県長浜市八幡東町632番地

TEL 0749-65-6509 (直通)

FAX 0749-63-4111 (代表)

メール [kaikei@city.nagahama.lg.jp](mailto:kaikei@city.nagahama.lg.jp)

H P <http://www.city.nagahama.shiga.jp/>